

秋田県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定に基づき、告示する。

平成27年10月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
おうようかん訪問看護ステーション	大仙市富士見町3番8号	訪問看護	平成27年5月1日
医療法人恵杉会 スギ眼科クリニック	横手市十文字町字本町13番地6	眼科	平成27年9月1日